

4 申告の必要がない方

- 年末調整の済んだ給与所得のみで、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方
 - 町内在住の方の税法上の扶養となっている方（健康保険組合等、保険証の扶養とは異なります）
 - 公的年金のみを受給している方で、次に該当する方
 - ・65歳未満で、公的年金収入金額が年間 98万円以下の方
 - ・65歳以上で、公的年金収入金額が年間148万円以下の方
- ※所得税の確定申告を税務署に提出される方は、町・県民税の申告は不要です。

5 町の申告会場で受付できない申告（水戸税務署等で申告してください）

- 青色申告（決算書等が作成済で、申告書だけの場合もできません）
 - 収用以外の譲渡所得、配当所得、FX等、先物取引に係る雑所得
（上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る申告で、確定申告と異なる課税方法の選択をされる場合は確定申告の控えを申告会場までお持ちください。）
 - 新規に住宅借入金等特別控除を受ける方、新規ではないが借換えがあった方、連帯債務のある方の申告
 - 増改築、特定改修、認定長期優良住宅等による特別控除
 - 相続税申告、贈与税申告、消費税申告
 - 相続または贈与税に係る生命保険契約や損害保険等に基づく年金による所得の申告
 - 「確定申告書控」に税務署の収受日印が必要な方
- その他複雑な申告につきましても、税務署へご案内させていただく場合があります。



Q 税法上の扶養といいますが、健康保険組合等、保険証の扶養とは違うのですか？

A 税法上の扶養とは、年ごとに、年末調整や申告で扶養控除の適用をすることです。健康保険組合等、保険証の扶養になっていることはありません。健康保険組合等の扶養については、勤務先の担当者にお問い合わせください。

Q 「町・県民税」と「住民税」、「所得税」はどう違うの？

A 所得税は「国税」です。町・県民税と住民税は同じもので「地方税」です。
 ・所得税 …源泉徴収され、年末調整や確定申告により確定
 ・町・県民税 …前年の所得を元に算出され、翌年度課税（いわゆる後払い）

Q 私は給与収入のほかに、原稿料として年間で19万円の副業があります。申告は必要ですか？

A 町・県民税申告が必要です。所得税は所得の発生した時点で源泉徴収されている等の理由から、確定申告は不要です。
 しかし、町・県民税は、申告により他の所得と合算して税額を算出しますので、副業で20万円以下の所得であっても町・県民税申告が必要です。

Q&A

2 受付・待合室について

役場2階第1会議室で受付を行います。例年、受付や待合室は大変混雑します。感染症拡大防止のため、以下の点にご協力ください。

- 受付票について
申告時に記載いただく受付票については、1月下旬に配布する「町・県民税申告受付について【税務課からのお知らせ】」にて様式を掲載します。当日は受付票と引き換えに番号札を配布します。受付混雑防止のため、事前に記載してからお持ちいただきますようお願いいたします。（受付票様式は、税務課窓口でも配布します。また、町ホームページからもダウンロードが可能です。）
- 待合室について
待合室は、例年第1会議室の1か所としていましたが、例年混雑することから、感染症拡大防止のため、2か所（役場入口ロビー及び中央フロアロビー）に分散します。
なお、第1会議室については、呼び出し間近の方のみお待ちいただけます。受付後、庁舎内や駐車場で順番を待たれる方については、「順番呼出機」を貸し出ししますので、受付時にお申し出ください。

3 申告に必要な書類・持ちもの

役場での申告は、聞き取りのうえ、職員がパソコンで申告書を作成・出力します。

	項目	備考	チェック
申告するすべての方	個人番号のわかる次の書類のいずれか ・通知カード ・マイナンバーカード ・個人番号記載の住民票等	申告者本人、扶養親族、専業従事者のもの 左記の書類は毎年、提示してください。	
	本人確認ができるもの	運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等	
	印鑑（朱肉を使う印鑑）	三文判や認め印	
該当のある方	源泉徴収票（令和2年分）	給与・年金所得者	
	収支内訳書 ・科目別に経費が記載された帳簿 ・領収書等	営業・農業・不動産所得者 （前年1月～12月までに収入・支出したもの） 固定資産税、軽自動車税、土地改良費の額等、あらかじめ納税通知書や領収書等を元に帳簿に記載したものを ご用意ください。	
	支払調書 個人年金等の受け取りの証明書	個人年金等の受け取りの証明書は「必要経費」の記載のあるものをご用意ください。	
	利用者識別番号	利用者識別番号がわかるもの	
	申告案内ハガキや申告書 申告者本人の還付口座のわかるもの	金融機関の通帳、キャッシュカード等	

受けたい控除の名称	持ちもの	チェック
医療費控除	・医療費控除の明細書（税務署指定の様式は町ホームページにも掲載しています。医療機関や薬局で発行される明細ではありません） ・医療費のお知らせ等（保険証の健康保険組合等で発行されたもの） ・領収書 ・高額療養費や保険金等、補てんされた額が確認できるもの	
社会保険料控除	前年1月～12月までに支払ったものの領収書、証明書等	
寄附金控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	前年1月～12月に支払ったものの控除証明書 契約書・証書・領収書ではありません。	
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳	
勤労学生控除	学生証、在学証明書等	
住宅借入金等特別控除 （新規に受ける場合は町では受付できません）	借入金の年末残高証明書 住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送られてきたもの）	

- ひとり親・寡婦控除、配偶者（特別）控除、扶養控除については、申告時にお申し出ください。
- 町外居住者の扶養控除は、該当者の個人番号、所得のわかるもの（なければ不要）、生年月日、住所（該当があれば障害者手帳等）が必要です。海外居住者の扶養控除は、このほかに親族関係書類・送金関係書類（それぞれ日本語に訳したもの）もお持ちください。